

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、坂戸都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## ．坂戸都市計画区域の位置等

坂戸都市計画区域は、都心から約45km圏、埼玉県ほぼ中央部に位置しています。

また、坂戸都市計画区域に含まれる土地の区域は、坂戸市と鶴ヶ島市の行政区域の全域です。

### 【3・3・1号新熊谷入間線】

本路線は、鶴ヶ島市の大字高倉字熊野前を起点とし、坂戸市の大字片柳字犬竹町に至る延長約7,970m、幅員22.25mの幹線街路です。

## ．変更の理由

3・3・22号川越鶴ヶ島線（鶴ヶ島市決定）及び3・4・23号鶴ヶ島毛呂山線の変更（鶴ヶ島市決定）に併せて、交差する3・3・1号新熊谷入間線の隅切りの位置の変更を行うものです。

## ．変更の内容

名 称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・1号新熊谷入間線	約7,970m	4車線	22.25m	・一部区域の変更

## ．関連する都市計画

本道路の変更に併せて、以下の都市計画を変更する予定です。

道路（鶴ヶ島市決定）